

厳しい財政状況 一般職・特別職職員の給与を減額

白熱した3月定例会

3月定例会は、3月11日から26日までの予定で開会しましたが、職員の給与を減額する条例案等について議論が白熱、議員から会期延長の動議が出され、5日間会期を延長して3月31日に閉会しました。

3月議会の経過

3月11日、3月定例会が開会され、町長から議案の提案説明に併せ、平成21年度の財政が非常に厳しい旨の説明がありました。

財政の危機的な状況にあたり町長は、なお一層行財政改革に取り組む方針を掲げ、その第一歩として今定例会に特別職の給与の減額や一般職職員の給与を減額する条例など、その内容を盛り込んだ平成21年度の予算案を提案していると説明されました。

18日の議案質疑の後、議案は委員会に付託され、後日、それぞれの常任委員会及び予算特別委員会は、付託された議案の審査を行いました。26日の本会議で両委員長から審査報告があり、31議案については採決の結果、原案の通り可決されました。

総務文教委員会からは、一般職員給与月額を3%、管理職手当を10%それぞれ4月1日から削減する「一般職員等給与の特例に関する条例」、一年間給与を町長20%、副町長14%、教育長10%削減したうえで、



活発な議論が行われた本会議

したい旨の申し出がなされてきました。この後、さらに動議が出され、委員会への審議差し戻しと時間延長が決まったため再審議をしましたが結論が出ず、午後9時過ぎ、会期を31日まで延長することを決め散会となりました。

委員長の審査報告に続き閉会中の継続（審査）事件が議題になった際、議員から「4議案は委員会で可否をはっきりさせるべきだ」と継続審査とすることに異議が出され、採決の結果、6対5で継続としないと決議された。

その後、執行部と組合の間で合意に達したため会議を再開、質疑・討論の後採決が行われ、いずれの条例案も原案の通り可決しました。

なぜ会期延長？

期末手当を50%カットする「特別職職員の給与に関する条例等の特例を定める条例の一部改正」、地域手当1%等を4月から廃止する「一般職職員の給与等に関する条例等の一部改正」、外部評価委員会の設置を定める「附属機関設置条例の一部改正」の4議案は、次の理由などにより継続審査と

委員長の審査報告に続き閉会中の継続（審査）事件が議題になった際、議員から「4議案は委員会で可否をはっきりさせるべきだ」と継続審査とすることに異議が出され、採決の結果、6対5で継続としないと決議された。

その後、執行部と組合の間で合意に達したため会議を再開、質疑・討論の後採決が行われ、いずれの条例案も原案の通り可決しました。